

志賀町内事業所建物の消防設備点検の一部未実施に対する 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部からの是正通知書の受領について

2026年2月12日
北陸電力株式会社

当社は、志賀町にある事業所の建物^{※1}に設置している一部の火災感知器について、消防法に基づく点検の一部が未実施であり、その旨を記載しないまま点検結果を消防署に報告していたことから、2月10日に羽咋郡市広域圏事務組合消防本部より是正通知書を受領しました。

消防法では、建物に設置されている消防設備について、定期的に点検を実施し、その内容を所轄の消防署に報告することが定められております。

この度、志賀町にある事業所の建物に設置している一部の火災感知器について、消防法に基づく点検の一部が未実施^{※2}であり、その旨を記載しないまま点検結果を消防署に報告していたことを確認しました。

本事案は、点検業務の委託事業者が消防設備点検の方法、内容を正しく認識していなかったことおよび委託先からの報告に対する当社の管理に不備があったことによるものです。

志賀町にある事業所の建物に設置している火災感知器は約5,000個あり、そのうち121個の点検の一部に未実施が確認されました。

点検の一部に未実施が確認された121個の火災感知器については、本事案確認後、速やかに点検を実施し、現在全ての感知器が正常に動作することを確認しております。

なお、放射線管理区域である原子炉建屋やタービン建屋等の志賀原子力発電所本館建屋内等に設置している火災感知器については、点検が未実施なものではなく、必要な点検を当該委託事業者とは別の委託事業者が全て実施していることを確認しております。

今回の事案により、地域の皆さまにご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

当社としましては、通知書の内容を踏まえ適切に対応するとともに、再発防止策を着実に実施してまいります。

※1 志賀原子力発電所（本館建屋を除く事務所や倉庫など）、原子力技術研修センター、原子力本部ビル、アリス館志賀、寮・社宅等、旧花のミュージアムフロア

※2 作動試験：煙感知器の場合は煙、熱感知器の場合は熱を発する試験器を感知器に近づけ警報の作動を確認する試験

感度試験：煙感知器を取り外し、感知器を試験装置に装着し感度を測定する試験

添付資料 調査結果一覧

以 上

調査結果一覧

点検の一部に未実施があった建物

	建物（調査対象）	火災感知器 （未点検数／総数）
志賀原子力発電所	事務所・倉庫等	74／約 1,000
周辺の事業所等	原子力技術研修センター 原子力本部ビル アリス館志賀（PR館） 寮・社宅等 旧花のミュージアムフローリィ	47／約 1,500

（参考）点検の未実施がなかった建物

	建物（調査対象）	火災感知器 （未点検数／総数）
志賀原子力発電所	本館建屋 （１・２号機の原子炉建屋・タービン建屋・ 熱交換器建屋・廃棄物処理建屋、サービス建屋） 付属建屋 （固体廃棄物貯蔵庫、１・２号機の開閉所、 給水処理建屋、増設緊急時対策所、タービン 保管庫、海水系機器保修建屋、排気筒モニタ室、 放水口モニタ室）	0／約 2,500 （点検未実施なし）